

老人福祉法に基づく有料老人ホーム事業者に対する行政処分について

令和 7 年 1 月 1 7 日
旭川市福祉保険部指導監査課

1 趣旨

有料老人ホーム事業者である有限会社 FUTURE に対し、老人福祉法（昭和 3 8 年法律 1 3 3 号）第 2 9 条第 1 5 項の規定に基づく行政処分を令和 7 年 1 月 1 7 日に行いました。

2 対象事業者等

(1) 対象事業者

法 人 名： 有限会社 FUTURE
代 表 者 名： 代表取締役 重原 司
所 在 地： 北海道旭川市 9 条通 1 5 丁目 2 4 番地の 5 2 6

(2) 対象施設

施 設 名： 有料老人ホーム自由未来
所 在 地： 旭川市 1 0 条通 1 5 丁目 2 4 番地
類 型： 住宅型

3 処分の内容

老人福祉法第 2 9 条第 1 5 項に基づき、改善に必要な措置をとるべきことを命ずる。

4 処分の理由となる事実

有料老人ホーム自由未来（以下「当該施設」という。）の介護職員（以下「当該職員」という。）により、入居者に対し、次の人格尊重義務違反が行われた。
当該職員が、当該施設の入居者 1 名に対し心理的虐待（威嚇的な発言，態度）を行った。また、入居者 1 名に対し、介護・世話の放棄・放任を行った。

5 改善命令の内容

虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じること。